

社会福祉法人長崎いのちの電話 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1条(目的及び意義) この規程は、社会福祉法人長崎いのちの電話(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義) この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条(役員の報酬等) 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常務理事 報酬(賞与、退職慰労金を含む)
- (2) その他の役員の報酬は無報酬とする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

第4条(報酬等の額の算定方法) 役員には、定款第22条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の役員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全役員の報酬総額は、年間60万円以内とする。

第5条(費用弁償) この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支給しない。

第6条(支給の方法) 常務理事の報酬は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

第7条(支給の形態) 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第8条(公表) この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条(改廃)の規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

第10条(細則) この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則 この規程は令和元年6月15日から施行する。

別表1(常務理事の報酬等)

摘要	金額
月額報酬	5万円
賞与	なし
退職慰労金	なし